

議第73号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第73号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、令和5年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	73,826,000	6,500,000	80,326,000
	長浜市	9,600,000	12,289,000	21,889,000
	近江八幡市	877,000	926,000	1,803,000
	草津市	44,438,000	19,969,000	64,407,000
	守山市	31,200,000	19,600,000	50,800,000
	甲賀市	2,447,000	187,000	2,634,000
	湖南市	3,280,000	250,000	3,530,000
	高島市	11,080,000	△ 2,177,000	8,903,000
	東近江市	7,697,000	14,851,000	22,548,000
	米原市	5,850,000	13,314,000	19,164,000
	日野町	3,600,000	3,060,000	6,660,000
	竜王町	2,800,000	2,380,000	5,180,000
	愛荘町	927,000	2,966,000	3,893,000
	豊郷町	134,000	317,000	451,000
計		198,719,000	94,432,000	293,151,000
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	3,375,000	△ 3,125,000	250,000
	彦根市	7,825,000	4,637,000	12,462,000
	長浜市	3,568,000	5,050,000	8,618,000

議第73号 県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	草津市	1,575,000	4,050,000	5,625,000
	栗東市	5,000,000	7,900,000	12,900,000
	高島市	10,100,000	14,640,000	24,740,000
	東近江市	16,495,000	7,346,000	23,841,000
	米原市	8,250,000	11,022,000	19,272,000
	愛荘町	7,000,000	8,200,000	15,200,000
	計	63,188,000	59,720,000	122,908,000
県営中山間地域総合整備事業	長浜市	1,300,000	1,300,000	2,600,000
	甲賀市	3,975,000	666,000	4,641,000
	計	5,275,000	1,966,000	7,241,000
県営農地防災事業	大津市	8,998,000	7,546,000	16,544,000
	長浜市	23,210,000	14,193,000	37,403,000
	近江八幡市	8,800,000	20,570,000	29,370,000
	草津市	5,900,000	△ 1,496,000	4,404,000
	甲賀市	6,780,000	8,302,000	15,082,000
	湖南市	9,350,000	6,380,000	15,730,000
	高島市	1,100,000	51,000	1,151,000
	米原市	11,440,000	9,900,000	21,340,000
	計	75,578,000	65,446,000	141,024,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。				

(参考)

令和5年10月13日議決の「県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて(議第127号)」の金額を改めようとするものである。